

参考資料3

駐車場に設ける排煙設備等について

令和8年2月4日
消防庁予防課

駐車場に設ける排煙設備について

- 建築物に設ける排煙設備には、消防法に基づく排煙設備（消防排煙）と建築基準法に基づく排煙設備（建築排煙）がある。
- 消防排煙は「消防活動上必要な施設」として、火災時に発生する煙を屋外に排出し、消防活動を円滑に行うことを支援するために設置する設備であり、建築排煙は「避難施設等」として、火災時に発生する煙を屋外に排出し、避難時間を確保するために設置する設備とそれぞれ設置目的が異なるものである。

	消防法	建築基準法
設置義務	<p>次に掲げる防火対象物又はその部分に設置※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第一(十六の二)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000m²以上のもの 別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部で、床面積が500m²以上のもの 別表第一(二)項、(四)項、(十)項及び(十三)項※2に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、床面積が1,000m²以上のもの <p style="text-align: center;">【消防法施行令第28条第1項】</p>	<p>次に掲げる建築物又は建築物の部分に設置※3</p> <ul style="list-style-type: none"> 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500m²を超えるもの 階数が3以上で延べ面積が500m²を超える建築物 第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部を有しない居室 延べ面積が1,000m²を超える建築物の居室で、その床面積が200m²を超えるもの <p style="text-align: center;">【建築基準法第35条・建築基準法施行令第126条の2第1項】</p>
排煙機の性能	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動拠点 240m³毎分（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものは360m³毎分）の空気を排出する性能 消火活動拠点以外の部分 120m³毎分又は防煙区画の床面積に1m³毎分（一の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合は2m³毎分）を乗じて得た量のうち大なる量の空気を排出する性能（(十六の二)項は300m³毎分（一の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合は600m³毎分）の空気を排出する性能） <p style="text-align: center;">【消防法施行規則第30条第6号イ】</p>	<p>1分間に、120m³以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1m²につき1m³（二以上の防煙区画部分に係る排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積1m²につき2m³）以上の空気を排出する能力</p> <p style="text-align: center;">【建築基準法施行令第126条の3第1項第9号】</p>

※1 排煙上有効な窓等の開口部が設けられている部分その他の消火活動上支障がないものとして総務省令で定める部分は設置しないことができる

※2 (十三)項：自動車車庫又は駐車場、飛行機又は回転翼航空機の格納庫【消防法施行令別表第一（P.8参照）】

※3 一定の区画や避難安全検証の適用により設置免除可能

駐車場に設ける排煙設備について

	消防法	建築基準法
起動方法	<p>手動起動装置又は自動起動装置を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動起動 操作部（壁に設ける場合は床面から0.8m以上1.5m以下の箇所、天井から吊り下げて設ける場合は床面からの高さがおおむね1.8mの箇所）を手動操作 ・自動起動 自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動 <p>【消防法施行令第28条第2項第2号 ・消防法施行規則第30条第4号】</p>	<p>手動起動装置又は自動起動装置を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動起動 操作部（壁に設ける場合は床面から0.8m以上1.5m以上の高さの位置、天井から吊り下げて設ける場合は床面からおおむね1.8mの高さの位置）を手動操作 ・自動起動 煙感知器と連動又は遠隔操作による排煙口の開放に伴い自動的に作動 <p>【建築基準法施行令第126条の3第1項第4号～第6号】</p>
ダンパー	<p>耐火構造の壁又は床を関する箇所等に設けるダンパーは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部から容易に開閉できること ・防火上有効な構造を有するもの ・火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は閉鎖しないこと（自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖温度は280度以上） ・消火活動拠点に設ける排煙口及び給気口に接続する風道には自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと <p>【消防法施行規則第30条第3号ホ】</p>	<p>風道が防火区画を貫通するときには、火災時に容易に脱落せず、保守点検が簡単な構造の防火ダンパー（ヒューズ溶解温度280度）を次に掲げることに注意して施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画の壁に直接設けるときは、躯体の鉄筋などに溶接等をして、堅固に取り付ける。 ・防火区画の壁から離れた場所に取り付けるときには、防火ダンパー専用の吊り金具等により躯体から堅固に支持し、排煙風道の脱落や天井の脱落によって、容易に落ちないように施工する。また、防火壁から防火ダンパーまでの区間の排煙風道は金網モルタル塗、その他の不燃材料で被覆するか、または1.5mm以上の鉄板で製作し、熱によって容易に破損しないような構造とする。 <p>【新・排煙設備技術指針1987版（日本建築センター）】</p>

駐車場に設ける換気設備について

- 一定規模以上の駐車場には、主に駐車場法に基づく換気設備が設置されている。
- 駐車場法に基づく換気設備は、自動車から排出される有害な物質を屋外に排出し、利用者が安心して自動車の保管を寄託できるよう設置するものである。

換気設備	駐車場法	建築基準法
設置義務	<p>路外駐車場※で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m²以上あるもの。 ※ 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。</p> <p style="text-align: right;">【駐車場法第11条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室 ・別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は調理室等の室で火を使用する設備若しくは器具を設けたもの。 <p style="text-align: right;">【建築基準法第28条第2項・第3項】</p>
性能	<p>内部の空気を床面積1m²につき14m³/h以上直接外気と交換する能力を有すること。</p> <p>ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上あるものについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: right;">【駐車場法施行令第12条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室にあっては、換気に有効な部分の面積が、その居室の床面積に対して、1/20以上であること。 ・ただし、1/20未満の場合及び特殊建築物の居室又は調理室等の室で火を使用する設備若しくは器具を設けたものにあっては、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けること。 <p style="text-align: right;">【建築基準法第28条第2項・第3項】</p>
作動方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然換気設備 常時開放又は手動で窓等を開放 ・機械換気設備 COが一定濃度以上となった場合や時間により自動運転 <p style="text-align: right;">【駐車場法施行令第12条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然換気設備 常時開放又は手動で窓等を開放 ・機械換気設備 COが一定濃度以上となった場合や時間により自動運転 <p style="text-align: right;">【建築基準法施行令第129条の2の5】</p>
区画貫通	<p>建築基準法による。</p>	<p>風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合、次の要件を満たす特定防火設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。 ・閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。 <p>※ 一般的な防火ダンパーの作動温度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調・換気等の一般ダクト：72度 ・厨房の排気ダクト：120度 <p style="text-align: right;">【建築基準法施行令第112条第21項】</p>

今回の検討対象の消火設備の設置対象となる駐車場と排煙設備について

	固定（自動式）の泡消火設備	消防法の排煙設備（消防排煙）	建築基準法の排煙設備（建築排煙）
設置対象	<p>駐車の用に供される部分で、次に掲げるもので、<u>地下などの火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができると構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は二階以上の階にあっては200m²以上、一階にあっては500m²以上、屋上部分にあっては300m²以上のもの 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が十以上のもの 	<p>次に掲げる防火対象物又はその部分に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第一(十六の二)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000m²以上のもの 別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部で、床面積が500m²以上のもの 別表第一(二)項、(四)項、(十)項及び(十三)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、床面積が1,000m²以上のもの 	<p>次に掲げる建築物又は建築物の部分に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500m²を超えるもの 階数が3以上で延べ面積が500m²を超える建築物 第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部を有しない居室 延べ面積が1,000m²を超える建築物の居室で、その床面積が200m²を超えるもの

- 一般的な複合用途ビルに設けられる地下駐車場（1,000m²以上）には、泡消火設備及び消防法の排煙設備の設置がそれぞれ必要となるが、オフィスビルに設けられる従業員専用駐車場は、消防法上の用途が(十三)項とならないため、消防法上の排煙設備の設置が不要となるケースが多い。
- 建築基準法の排煙設備は、オフィスビルや複合用途ビルでは設置が必要となるケースが多い。
- 排煙設備が消防法、建築基準法それぞれの法令に基づき設置が必要な場合でも、一定の要件を満たせば免除できる規定がある。

(例)

○消防排煙：令別表第一に掲げる防火対象物又はその部分（主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分等に限る。）のうち、令第十三条第一項の表の上欄に掲げる部分、室等の用途に応じ、当該下欄に掲げる消火設備（移動式のものを除く。）が設置されている部分 等

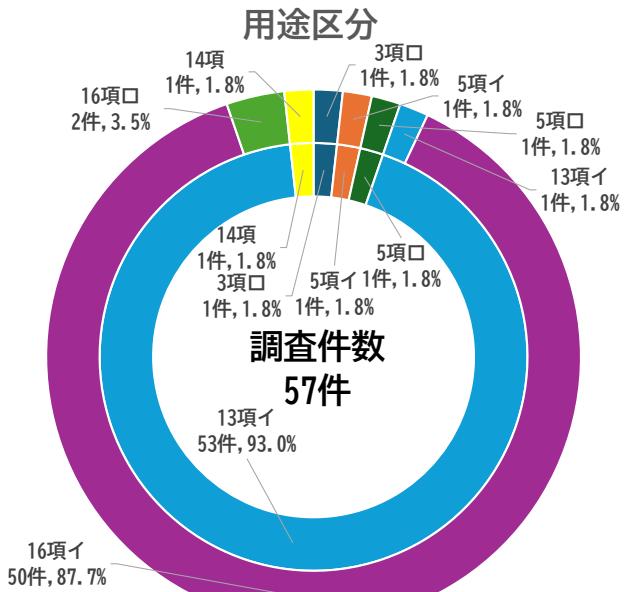
【消防法施行規則第29条】

○建築排煙：法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が百平方メートル（共同住宅の住戸にあっては、二百平方メートル）以内のもの 等

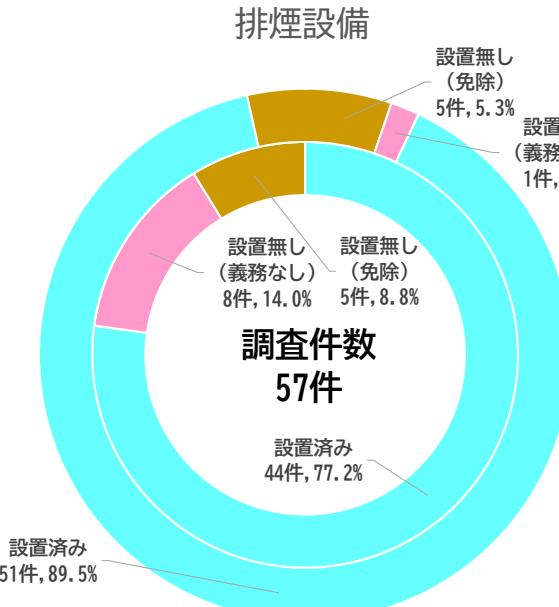
【建築基準法施行令第126条の2第1項ただし書】

駐車場に設ける排煙・換気設備の設置状況調査について(速報)

- 前ページのとおり、消防法上、建築基準法上の排煙設備の免除規定もあることから、一般社団法人不動産協会を通じて、協会会員企業に駐車場の排煙設備（換気設備も含む。）の設置状況調査を実施した。
 - 今回の調査では、以下の3項目すべてに該当する防火対象物を調査対象とした（回答建物数：57件）。
 - ① 自社が所有・管理する防火対象物
 - ② 築年数（竣工から）20年以内（2005.1.1～2024.12.31）の防火対象物
 - ③ 駐車場部分に固定式泡消火設備（特定駐車場用泡消火設備含む。）が設置されている防火対象物

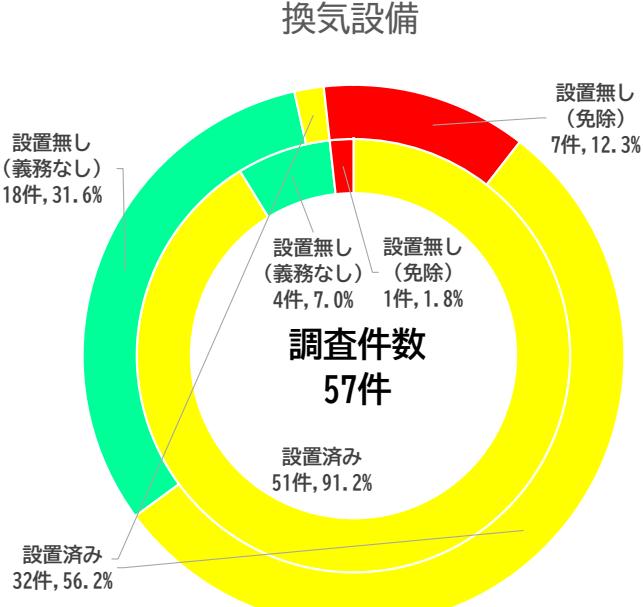


- 〔外グラフ：防火対象物の用途
- 内グラフ：駐車場の用途



外グラフ：建築基準法に基づく排煙設備
内グラフ：消防法に基づく排煙設備

※件数の割合については、小数第二位で四捨五入しているので合計が100%とならない場合があります。



外グラフ：建築基準法に基づく換気設備
内グラフ：駐車場法に基づく換気設備

今回実施した調査において、以下のことが確認できた。

- 排煙設備について、消防法又は建築基準法に基づく排煙設備のいずれか又はその両方が設置されている場合がほとんどであり、排煙設備が設置されていない駐車場は1割未満（2件、3.5%）であった。
 - 換気設備について、建築基準法又は駐車場法に基づく換気設備のいずれか又はその両方が設置されている場合がほとんどであり、換気設備が設置されていない駐車場は1割未満（4件、7.0%）であった。
 - 排煙設備及び換気設備が共に設置されていない駐車場は1件（1.7%）しかなく、ほとんどの駐車場には排煙設備又は換気設備のいずれか又はその両方が設置されている。

(参考)関係法令【消防法令】

消防法施行令（昭和36年政令第37号）（抄）

（排煙設備に関する基準）

第二十八条 排煙設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

- 一 別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの
- 二 別表第一（一）項に掲げる防火対象物の舞台部で、床面積が五百平方メートル以上のもの
- 三 別表第一（二）項、（四）項、（十）項及び（十三）項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、床面積が千平方メートル以上のもの

2 前項に規定するもののほか、排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 排煙設備には、手動起動装置又は火災の発生を感知した場合に作動する自動起動装置を設けること。
- 三～四 （略）

3 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、排煙上有効な窓等の開口部が設けられている部分その他の消火活動上支障がないものとして総務省令で定める部分には、同項の規定にかかわらず、排煙設備を設置しないことができる。

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（抄）

（排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分）

第二十九条 令第二十八第三項の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分とする。

- 一 次のイ及びロに定めるところにより直接外気に開放されている部分
 - イ 次条第一号イからハまでの規定の例により直接外気に接する開口部（常時開放されているものに限る。ロにおいて同じ。）が設けられていること。
 - ロ 直接外気に接する開口部の面積の合計は、次条第六号ロの規定の例によるものであること。
- 二 令別表第一に掲げる防火対象物又はその部分（主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分等に限る。）のうち、令第十三条第一項の表の上欄に掲げる部分、室等の用途に応じ、当該下欄に掲げる消火設備（移動式のものを除く。）が設置されている部分
- 三 前二号に掲げるもののほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、煙の熱及び成分により消防隊の消火活動上支障を生ずるおそれがないものとして消防庁長官が定める部分

（排煙設備に関する基準の細目）

第三十条 排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一～二 （略）
- 三 風道は、次のイからホまでに定めるところによること。
 - イ～二 （略）

(参考)関係法令【消防法令】

ホ 耐火構造の壁又は床を貫通する箇所その他延焼の防止上必要な箇所にダンパーを設ける場合にあつては、次に定めるところによること。

- (イ) 外部から容易に開閉することができること。
- (ロ) 防火上有効な構造を有するものであること。
- (ハ) 火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は、閉鎖しないこと。この場合において、自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖する温度は、二百八十度以上とすること。
- (二) 消火活動拠点に設ける排煙口又は給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。

四 起動装置は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 手動起動装置は、次に定めるところによること。

- (イ)～(ロ) (略)
- (ハ) 操作部は、壁に設けるものにあつては床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所、天井からつり下げて設けるものにあつては床面からの高さがおおむね一・八メートルの箇所に設けること。

- (二) (略)

ロ 自動起動装置は、次に定めるところによること。

- (イ) 自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものであること。
- (ロ) (略)

五 (略)

六 排煙設備の性能は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 排煙機により排煙する防煙区画にあつては、当該排煙機の性能は、次の表の上欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の下欄に掲げる性能以上であること。

防煙区画の区分	性能
消火活動拠点	二百四十立方メートル毎分（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降口ビーを兼用するものにあつては、三百六十立方メートル毎分）の空気を排出する性能
消火活動拠点以外の部分 令第二十八条第一項第一号に掲げる防火対象物	三百立方メートル毎分（一の排煙機が二以上の防煙区画に接続されている場合にあつては、六百立方メートル毎分）の空気を排出する性能
	百二十立方メートル毎分又は当該防煙区画の床面積に一立方メートル毎分（一の排煙機が二以上の防煙区画に接続されている場合にあつては、二立方メートル毎分）を乗じて得た量のうちいずれか大なる量の空気を排出する性能

□～ハ (略)
七～十一 (略)

(参考)関係法令【消防法令】

防火対象物の区分（消防法施行令別表第一）

(一)	イ 劇場等	(六)	八	(4) 児童発達支援センター等
	□ 公会堂等			(5) 身体障害者福祉センター等
(二)	イ キャバレー等	(七)	学校	二 幼稚園等
	□ 遊技場等			
	八 性風俗特殊営業店舗等	(八)	図書館等	
	二 カラオケボックス等	(九)	イ 特殊浴場	
(三)	イ 料理店等		□ 一般浴場	
	□ 飲食店	(十)	停車場	
(四)	百貨店等	(十一)	神社・寺院等	
(五)	イ 旅館等	(十二)	イ 工場等	
	□ 共同住宅等		□ スタジオ	
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	(十三)	イ 駐車場等
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所		□ 航空機格納庫
		(3) 病院 ((1)に掲げるものを除く)、有床診療所 ((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	(十四)	倉庫
		(4) 無床診療所、無床助産所	(十五)	事務所等
	□	(1) 老人短期入所施設等	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物
		(2) 救護施設		□ 非特定複合用途防火対象物
		(3) 乳児院	(十六の二)	地下街
		(4) 障害児入所施設	(十六の三)	準地下街
		(5) 障害者支援施設等	(十七)	文化財
	八	(1) 老人デイサービスセンター等	(十八)	アーケード
		(2) 更生施設	(十九)	山林
		(3) 保育所等	(二十)	舟車

(参考)関係法令【建築基準法令】

建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（居室の採光及び換気）

第二十八条（略）

- 2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。
- 3 別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの（政令で定めるものを除く。）には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。
- 4 （略）

（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）

第三十五条 別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抄）

（換気設備の技術的基準）

第二十条の二 法第二十八条第二項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第三項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の政令で定める法第二十八条第三項に規定する特殊建築物（第一号において「特殊建築物」という。）の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 換気設備の構造は、次のイからニまで（特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、口からニまで）のいずれかに適合するものであること。

イ 自然換気設備にあつては、第百二十九条の二の五第一項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

- (1) 排気筒の有効断面積（平方メートルで表した面積とする。）が、次の式によつて計算した必要有効断面積以上であること。

$$A_v = A_f / (250\sqrt{h})$$

（この式において、 A_v 、 A_f 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 必要有効断面積（単位 平方メートル）

A_f 居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）

h 給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位 メートル））

- (2) 給気口及び排気口の有効開口面積（平方メートルで表した面積とする。）が、(1)の式によつて計算した必要有効断面積以上であること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(参考)関係法令【建築基準法令】

- 機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあつては、第百二十九条の二の五第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。
- (1) 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。（2）において同じ。）が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$V = 20 A_f / N$$

（この式において、V、A_f及びNは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

V 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

A_f 居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）

N 実況に応じた一人当たりの占有面積（特殊建築物の居室にあつては、三を超えるときは三と、その他の居室にあつては、十を超えるときは十とする。）（単位 平方メートル）

- (2) 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第百二十九条の二の五第三項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

ニ イからハまでに掲げる構造とした換気設備以外の換気設備にあつては、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

- (1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね百万分の千以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね百万分の六以下に保つ換気ができるものであること。

- (2) 給気口及び排気口には、雨水の浸入又はねずみ、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備を設けること。

- (3) 風道から発散する物質及びその表面に付着する物質によって居室の内部の空気が汚染されないものであること。

- (4) 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第百二十九条の二の五第三項の表の（一）の項及び（四）の項から（六）の項までの中欄に掲げる事項がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

二 (略)

(防火区画)

第百十二条 (略)

一～二 (略)

2～20 (略)

- 21 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号口に規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

(参考)関係法令【建築基準法令】

- 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。
- 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

(設置)

第百二十六条の二 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物(建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに、間仕切壁、天井面から五十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下「防煙壁」という。)によって区画されたものを除く。)、第百二十六条の二第一項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が二百平方メートルを超えるもの(建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。)には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- 一 法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二〇に規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内のもの
- 二 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(以下「学校等」という。)
- 三 階段の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降口ビーの部分を含む。)その他これらに類する建築物の部分
- 四 機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの
- 五 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの落下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの

2 (略)

(構造)

第百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

一～三 (略)

四 排煙口には、手動開放装置を設けること。

五 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十分センチメートル以上一・五メートル以下の位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

六 排煙口には、第四号の手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを設けること。

七～八 (略)

九 前号の排煙機は、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、一分間に、百二十立方メートル以上で、かつ、防煙区画部分の床面積一平方メートルにつき一立方メートル(二以上の防煙区画部分に係る排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積一平方メートルにつき二立方メートル)以上の空気を排出する能力を有すること。

十～十二 (略)

2 (略)

(参考)関係法令【建築基準法令】

(換気設備)

第百二十九条の二の五 建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。）に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。

- 一 換気上有効な給気口及び排気筒を有すること。
- 二 給気口は、居室の天井の高さの二分の一以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とすること。
- 三 排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。以下この項において同じ。）は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に直結すること。

四～六 (略)

2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。

- 一 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。
- 二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。

三～五 (略)

3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備の構造は、前項の規定によるほか、居室における次の表の中欄に掲げる事項がそれぞれおおむね同表の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(一)	浮遊粉じんの量	空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下であること。
(二)	一酸化炭素の含有率	百万分の六以下であること。
(三)	炭酸ガスの含有率	百万分の千以下であること。
(四)	温度	<ul style="list-style-type: none">一 十八度以上二十八度以下であること。二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないものであること。
(五)	相対湿度	四十パーセント以上七十パーセント以下であること。
(六)	気流	一秒間につき〇・五メートル以下であること。

(参考)関係法令【建築基準法令】

耐火建築物等としなければならない特殊建築物（建築基準法別表第一）				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分 ((一)項の場合にあつては客席、(二)項及び(四)項の場合にあつては二階、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル (屋外観覧席にあつては、千平方メートル) 以上	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三百平方メートル以上	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二千平方メートル以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	五百平方メートル以上	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上	一千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上

(参考)関係法令【駐車場法令】

駐車場法（昭和32年法律第106号）（抄）

（構造及び設備の基準）

第十一條 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）（抄）

（換気装置）

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。